

平成26年度から実施される

個人市県民税の主な改正内容

市県民税の均等割額を改正 (～平成35年度)

東日本大震災を踏まえ、全国の都道府県・市町村で、緊急に実施する防災・減災事業に対する費用の財源を確保する目的で、地方税の臨時特例に関する法律が制定されました(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律)。



これを受け、兵庫県および本市でも、これらの事業の財源を確保するため、平成26～35年度の10年間に限り、県民税と市民税の均等割額を、それぞれ500円引き上げることとしました。ご理解いただきますようお願いいたします。

給与所得控除額の見直し

給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額は、245万円の上

〈表1〉給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	給与等の収入金額× 5%+170万円	給与等の収入金額× 5%+170万円
1,500万円超		245万円

※給与等の収入金額が1,000万円超の場合

※市県民税は平成26年度から、所得税は平成25年分から適用

復興特別所得税の創設に伴う 寄付金税額控除の見直し (～平成50年度)

都道府県、市区町村に対して寄付(ふるさと寄付金)を行った場合、所得税の寄付金控除および市県民税の寄付金税額控除で、寄付金額のうち2千円を超える額を控除できる仕組みとなっています(表2)。



平成25年から国税で復興特別所得税(2パーセント)が課税されたことに伴い、所得税で寄付金控除の適用を受ける場合は、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されます。そのため、ふるさと寄付金に係る市県民税の特別控除額に対応し、復興特別所得税分に対応する率を減ずる調整が行われます。

〈表2〉市県民税の寄付金税額控除額算定式 ※ふるさと寄付金の場合

$$\text{寄付金税額控除額} = \text{基本控除額(1)} + \text{特例控除額(2)}$$

$$(1) \text{ 基本控除額} = (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$$

※寄付金額は、総所得金額の30パーセントが限度です。

$$(2) \text{ 特例控除額(県民税、市民税所得割額のそれぞれ10パーセントが限度です)}$$

$$\langle \text{改正前} \rangle (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times [90\% - (0 \sim 40\% \text{の所得税の税率})]$$

$$\langle \text{改正後} \rangle (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times [90\% - (0 \sim 40\% \text{の所得税の税率}) \times 1.021]$$

市民税に係る寄付金税額 控除の対象を拡大

平成26年度(平成25年1月1日以降に支出した寄付金)から、税額控除の対象となる寄付金の範囲が拡大されます。

●平成25年度まで寄付金税額 控除の対象であるもの

- (1) 都道府県、市区町村への寄付(ふるさと寄付金)
- (2) 共同募金会および日本赤十字社支部への寄付

●平成26年度から寄付金税額 控除の対象となるもの

- (1) 市が条例で指定する寄付金(平成25年1月1日以降に支払った寄付金)

控除対象の寄付金

所得税で寄付金控除の対象とされている寄付金のうち、市内に事務所または事業所を有し、市長が指定した法人および団体に対するものです。

- 例・独立行政法人、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人、認定NPO法人など

※詳細は、問い合わせ

《問合せ》税務課市民税係

☎ 21-9045

女性限定

市長と語る 女性のいきいきトーク

参加者募集!!

女性の皆さんにとって、豊岡は住みやすいまちですか？ 自慢できるまちですか？

市長が「豊岡のまちづくり」について語ります。

あなたが住みたい「豊岡のまち」はどんなまちかを、ぜひ、聞かせてください。

一人でも、二人でも、気軽に、お越しください。



◆対象者 市内在住、在勤または在学の女性（おおむね16歳以上）※個人を対象

◆内容 中貝市長が豊岡市のまちづくりなどを話した後、皆さんの感想を聞き、意見交換します。市長の話以外の質問・提言も伺います。

◆募集人数 30人程度

◆申込方法 住所、氏名、連絡先（電話番号、ファックス、メールアドレスなど）を記入の上、郵送、ファックス、またはメールで申し込みください。

◆一時保育 原則、1歳半から就学前の幼児を対象に行

〈日程・場所など〉

日程	時間	場所	申込期限
2月6日(木)	13:00~14:30	城崎支所	1月28日(火)
2月9日(日)	10:00~11:30	但東支所	1月31日(金)
2月17日(月)	19:00~20:30	出石支所	2月7日(金)
2月18日(火)	10:00~11:30	本庁舎	2月7日(金)
2月18日(火)	19:00~20:30	日高支所	2月7日(金)

※竹野支所では、1月25日(土)に開催します

《申込み・問合せ》秘書広報課 広報・交流係

〒668-8666 中央町2-4
FAX 24-11004
23-11111
メールアドレス kouhou@city.toyooka.lg.jp

山陰海岸ジオパークが 日本ジオパークネットワークに 再認定!!

日本ジオパーク再認定!

12月16日、山陰海岸ジオパークが、日本ジオパークネットワークに再認定されました。11月、日本ジオパーク委員会の審査員など3人が、現地審査のために豊岡市など、各地を訪れました。同委員会の審査の結果、再認定が認められました。



認定された「ジオパーク」では、再認定の審査があります。地域がどれだけ活発に活動しているかなどが審査され、活動状況によつては認定が取り消されることもあります。

今回の審査では、「ジオパークに熱い思いを持って、積極的に関わる方が多い」など、高い評価を得ました。一方、「各地の住民や活動する方々の交流をさらに進めてほしい」などの指摘もありました。

世界ジオパークの 再審査に向けて

今年、世界ジオパークの再審査が予定されています。平成22年、山陰海岸ジオパークは、世界レベルの価値が認められ、世界への扉が開かれました。ジオパークの活動をさらに活発にし、世界ジオパークの再認定を目指します。そのためには、さまざまな山陰海岸ジオパークイベント

ジオパークネットワーク	審査年	項目
日本 (JGN)	平成20年	申請 認定
	平成25年	再認定審査 再認定審査 ※以降4年ごとに認定審査
世界 (GGN)	平成22年	加盟 認定
	平成26年	再認定審査(予定) ※4年ごとに認定審査

◆世界(GGN)と日本(JGN)の加盟地域 (平成25年12月現在) 世界(100地域)

日本(33地域)

北海道、関東、九州他 (伊豆大島、阿蘇 他)

うち 日本6地域 山陰海岸 隠岐 他

ヨーロッパ(ギリシャ・レスボス島他)、中国(泰山他)、韓国(済州島)他

トなどに参加して、多くの方と交流し、連携して、ジオパークを盛り上げていきましょう。

玄武洞公園内の園路通行 規制解除のお知らせ

玄武洞公園の安全対策工事が12月に完了し、園路の通行規制が解除されました。工事期間中、立入禁止としていた「白虎洞・南朱雀洞・北朱雀洞」が見学できるようになりました。降雪時は足元が滑りやすくなりますので、気を付けて見学してください。

《問合せ》大交流課

21-9016